

令和 年 月 日

一般財団法人  
公園財団 みちのく公園管理センター 御中

届出者  
氏名： 印

「釜房湖の湖面使用」について下記使用条件を遵守し、「自己責任」のもと自由使用したいので、下記のとおり届け出ます。

記

(届け出内容)

1. 住 所： \_\_\_\_\_
2. 連絡先（緊急時含む）： \_\_\_\_\_
3. 使用月日： \_\_\_\_\_
4. 使用目的： \_\_\_\_\_
5. 使用内容： \_\_\_\_\_
6. 人 数： \_\_\_\_\_
7. 使用範囲： \_\_\_\_\_

(使用条件)

- ①ダムの水は、水道水、工業用水、かんがい用水、水力発電に利用されているので、水質汚染のないこと。(動力【電動(エレキ)を含む】付きについては、基本的に認められない)
- ②利用者によるゴミ等は持ち帰ること。
- ③通航制限区域には、放流施設、上水取水施設、湖水曝気施設等があり危険なため、立ち入らないこと。(別紙－参考資料参照)
- ④降雨等の状況に応じたゲート操作により、水位変動等が予想されるため、洪水時等の利用はしないこと。(大雨注意報、暴風雪注意報等が発令されたら利用しない)
- ⑤利用者自身の安全対策を図ることはもちろんのこと、第三者に対して危害や迷惑等を与える行為をしないこと。
- ⑥警報車等で注意喚起を行った場合は、直ちに指示に従うこと。
- ⑦営利目的での使用はしないこと。(自由使用であり、占有は不可)
- ⑧届け出のあった使用目的以外の使用及び使用エリア以外での使用は認めない。
- ⑨事故等の責任については、当方で一切負わない。

お問い合わせ  
みちのく公園管理センター  
〒989-1505 柴田郡川崎町大字小野字二本松53-9  
TEL：0224-84-5991 FAX：0224-84-5992

(お願い)

※釜房湖は、皆さんが公平に利用できる「公共の場」です。釣り客や他の利用者間で相互に適切な距離をおき、安全で楽しく利用できるよう努めましょう。

※貯水池の管理につきまして、湖面使用の際に、異常（魚の大量死、油類の流出等）に気づきましたら、下記までご連絡下さいますようお願いいたします。

＜緊急時連絡先＞  
国土交通省 東北地方整備局 東北国営公園事務所  
調査設計課 調査設計第一係長  
TEL：0224-84-6211  
＜夜間・土日祝日の場合＞  
TEL：080-2837-2234

参考資料

